

資料編

1 . 覚書、確認書	217
覚書(高知県-高知市) 平成7年11月24日付	
覚書(高知県-高知市) 平成9年9月18日付	
覚書(高知県-四国旅客鉄道株式会社) 平成9年9月19日付	
確認書(高知県-四国旅客鉄道株式会社) 平成9年9月19日付	
覚書(高知県-高知市) 平成13年4月6日付	
高知駅付近連続立体交差事業に伴う高架下利用に関する覚書 (高知県-高知市-四国旅客鉄道株式会社) 平成21年9月11日付	
2 . JR土讃線連続立体交差事業の主な経緯	225
3 . 設計、施工業者一覧	228
4 . 全体一般図	229
5 . 受賞状況	242
6 . 事業関連のパンフレットなど	246

1 . 覚書、確認書

覚 書

高知県土木部長と高知市都市整備部長は、県が行う連続立体交差事業、県単独連続立体交差関連事業及び県単独連続立体交差周辺対策事業と、高知市が行う高知駅周辺土地区画整理事業とを合わせ、県市の負担割合が概ね等しくなるよう調整し、下記のとおり覚書を交換する。

平成7年11月24日

高知県土木部長

村岡憲司

高知市都市整備部長

戸田 猛

記

1 「県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議決」により、高知市の負担する額は次のとおりとする。

(1)連続立体交差事業は事業費の20%の額

(2)県単独連続立体交差関連事業は事業費の20%の額

(3)県単独連続立体交差周辺対策事業は事業費の50%の額

なお、国の補助枠を超えるために県単独費で施行しなければならない事業費については、従来どおり県単独街路事業として20%の額とする。

2 各事業費の内容は次のとおりとする。

(1)連続立体交差事業の事業費とは、JR四国の負担金を除き、国の補助対象とする事業費をいう。

(2)県単独連続立体交差関連事業の事業費とは、連続立体交差事業に関連して必要となる側道や外周道路などの道路整備費、グレードアップの事業費、その他県の単独費をもって施行する事業費をいう。

(3)県単独連続立体交差周辺対策事業の事業費とは、車両基地の用地費、造成費及び排水対策の事業費並びに区画整理区域内の側道用地費その他をいう。

なお、車両基地の用地と区画整理区域内の側道用地は、互いに2分の1の権原をもつものとする。

3 高知駅周辺都市整備は、連続立体交差事業と土地区画整理事業を基幹事業として一体的に施行することによって、事業効果がより一層高まることを確認する。このため県は、高知市の施行する高知駅周辺土地区画整理事業に対し、南北の主要幹線であり将来県が管理することとなるはりまや町一宮線の当該区域内の基本事業費の1/4の額を補助金として交付する。

なお、はりまや町一宮線の国道32号より南の工区の施行について、今後両者が誠意を持って協議するものとする。

4 この確認事項により費用負担を行うが、今後の事業の執行に当たっては次の点に留意する。

- (1) 県市とも、国の補助率の拡大や単独費の節減に努めるものとする。
- (2) 事業費の増減に伴う変更については、この覚書の主旨により県市の負担総額が等しくなるよう努力する。
- (3) 国の補助率が変動するなど、この負担率の考え方の基本が変わる場合には、改めて両者が誠意をもって協議するものとする。

- 参考 -

		市負担金	県負担金
連立事業		(総事業費 - JR 負担金等) × 0.2	総事業費 - (JR 負担金等 + 国庫補助金 + 市負担金)
県 単	関連	事業費 × 0.2	事業費 × 0.8
	周辺	事業費 × 0.5	事業費 × 0.5
区画整理		総事業費 - (JR 負担金等 + 国庫補助金 + 市負担金)	はりまや町一宮線の事業費 × 0.25
事業費計 約 800 億円		約 270 億円	約 270 億円

覚 書

高知県土木部長と高知市都市整備部長は、高知県と四国旅客鉄道株式会社とで締結する土讃線高知駅付近連続立体交差事業の施行に伴う工事協定に関して、下記のとおり確認する。

平成9年9月18日

高知県土木部長

井添 健介

高知市都市整備部長

西村 彰夫

記

高知県と高知市は、高知県と四国旅客鉄道株式会社とで締結する「土讃線高知駅付近連続立体交差事業の施行に関する協定書」及び「覚書」に関して、下記の事項について同意することを確認する。

1 高知駅周辺土地区画整理事業地内に係る土地の処理について

高知駅周辺土地区画整理事業地内の連続立体交差事業に係る四国旅客鉄道株式会社の土地の処理については、高知県と四国旅客鉄道株式会社とで協議するものとし、その内容については事前に県市で協議するものとする。

2 高知駅開発区域の処理について

既存駅舎における四国旅客鉄道株式会社の関連事業等施設の移転地として、駅コンコースに隣接する二階部分を計画する場合は、当該床面の設置に係る費用を高知県及び土地区画整理事業施行者において負担することで協議するものとする。

また、関連事業等施設は、高知駅周辺土地区画整理事業における移転補償費等により処理するものとし、その細部については、高知県、四国旅客鉄道株式会社及び土地区画整理事業施行者の間で協議するものとする。

覚 書

高知広域都市計画都市高速鉄道土讃線高知駅付近連続立体交差事業(以下「工事」という。)の実施について、高知県を甲とし、四国旅客鉄道株式会社を乙として、平成9年9月19日付「土讃線高知駅付近連続立体交差事業の施行に関する協定書」及び同日付「土讃線高知駅付近連続立体交差事業に伴う車両基地新設に関する協定書」によるほか、次のとおり覚書を交換する。

(工事の施工)

第1条 甲及び乙は、相手方の施設に近接して工事を施工しようとするときは、詳細設計、施工方法及び工程等必要な図書をもってあらかじめ協議するものとし、施工に当たっては万全の施工管理を行うものとする。

2 甲は、鉄道近接工事を請負に付する場合は、列車運転保安上、営業線近接工事の施工経験豊富な業者に施工させるものとする。

3 甲及び乙は、工事の施工計画についてあらかじめ協議するものとし、その協議方法については別途定めるものとする。

(景観設計)

第2条 甲は、高架橋等施設について景観に配慮した構造を採用する場合は、あらかじめ乙に協議するものとする。

2 前項の構造に係る工事費の増加分及び著しい維持管理費用の増加分は、原則として甲が負担するものとし、負担方法等細部については、別途甲乙協議するものとする。

(駅部開発区域の処理)

第3条 既存駅舎における乙の関連事業等施設の移転地として、駅コンコースに隣接する二階部分を計画する場合は、当該床面の設置に係る費用を甲及び土地区画整理事業施行者において負担することで協議するものとする。

2 前項の関連事業等施設の移転は、高知駅周辺土地区画整理事業における移転補償費等により処理するものとし、その細部については、甲乙及び土地区画整理事業施行者の間で協議するものとする。

(車両基地移転)

第4条 「土讃線高知駅付近連続立体交差事業に伴う車両基地新設に関する協定書」第9条に基づき乙が取得する財産の価格は、別紙工事費負担額算定調書(車両基地移転費)に基づく乙負担工事費精算額を基準として、別途甲乙協議のうえ適正な価格を定めるものとする。

(土地の処理)

第5条 甲乙相互に関係する土地の処理については、土地測量実施結果に基づき面積を精査し、土地処理に関する細目及び方法を、別途甲乙協議して定めるものとする。

2 乙の土地に係る登記は、甲が囑託登記により行うものとする。

3 高知駅周辺土地区画整理事業地内を除く連続立体交差事業の区域で、工事しゅん功後残存することとなる乙の用地については、甲が公共利用に活用することにより乙から取得する方向で別途協議するものとする。

(苦情等の処理)

第6条 工事施行に関する苦情等の処理は、甲乙協議のうえ甲において処理するものとする。

2 前項の苦情等の処理に当たっては、甲乙相互に協力するものとする。

(その他)

第7条 この覚書に疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して処理するものとする。

以上、覚書の証としてこの覚書を2通作成し、甲乙おのおの記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年9月19日

甲 高知県高知市丸の内1丁目2番20号

高 知 県

土 木 部 長

井 添 健 介

乙 香川県高松市浜ノ町8番33号

四国旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

伊 東 弘 敦

確 認 書

高知県(以下「甲」という。)と四国旅客鉄道株式会社(以下「乙」という。)は、土讃線高知駅付近連続立体交差事業の施行に伴う用地処理等について、次のことを確認する。

甲及び乙は、甲が取得し乙に帰属することになる土地と、甲が必要とする乙の用地とが、適切に交換処理が行えるよう検討することとするが、鉄道事業者の税問題は事業進捗に係る最も重要な問題として、減価保証金による税制の改正要求に加え、収用証明書の発行の検討やその他種々の対策が必要不可欠であることを、相互に認識する、

平成9年9月19日

甲 高 知 県

土木部長

井 添 健 介

乙 香川県高松市浜ノ町8番33号

四国旅客鉄道株式会社

総合企画本部長

隠 岐 史 朗

覚 書

高知県(以下「甲」という。)と高知市(以下「乙」という。)とは、甲が行う土讃線高知駅付近連続立体交差事業(以下「事業」という。)の施行に伴い、将来四国旅客鉄道株式会社の鉄道敷地となる乙の所有する市道敷地等の処理方法及び甲が施行する高架側道等の乙への移管方法について、下記のとおり覚書を締結する。

平成13年4月6日

甲 高知県知事 橋本 大二郎

乙 高知市長 松尾 徹人

記

- 1 乙の所有する市道敷地の処理について
乙は、乙の所有する市道敷地の内、事業の起業地(鉄道高架用地)となる部分について、無償で甲に移管するものとする。
- 2 市道区域内に存する国土交通省所有の土地の処理について
乙は、市道区域内にある国土交通省所有の土地の内、事業の起業地(鉄道高架用地)となる部分について所有権を取得し、その後、無償で甲に移管するものとする。
- 3 市道区域内に存する国有財産(農道・水路)の処理について
乙は、市道区域内にある国有財産(農道・水路)の内、事業の起業地(鉄道高架用地)となる部分について所有権を取得し、その後、無償で甲に移管するものとする。
- 4 高架側道等の移管について
甲は、高架側道等を完成後、乙の検査を受けた後、無償で乙に移管するものとし、移管の時期等については別途協議するものとする。
- 5 市道敷地等の処理における書類等の作成について
甲は、上記1, 2, 3, 4の処理において必要となる書類、図面等を作成し、乙に提出するものとする。

高知駅付近連続立体交差事業に伴う 高架下利用に関する覚書

高知県と四国旅客鉄道株式会社が平成9年10月15日付けで締結した「土讃線高知駅付近連続立体交差事業の施行に関する協定書」第18条の規定に基づき、当該事業で建設された高架下の利用について、高知県（以下「甲」という。）、高知市（以下「乙」という。）及び四国旅客鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

1. 都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する細目協定（平成4年3月31日協定）第15条に規定する「高架下貸付可能面積の15パーセントに相当する部分」（以下「利用計画箇所」という。）、及び「鉄道事業用部分」は、別紙「高架下利用計画」のとおりとする。
2. 甲又は乙が丙の高架下を使用する場合には、丙の貸付規則に従い、貸借契約を締結する。この場合において、利用計画箇所の賃借料は、公租公課相当額とする。
3. 利用計画箇所を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、この覚書を変更する。
4. 利用計画箇所の用途を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上決定する。
5. 前各項に定めのない事項又はこの覚書に疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して処理する。

以上、覚書交換の証として、この証書3通を作成し、甲、乙、丙おのこの記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年9月11日

甲 高知県
代表者 高知県知事 尾崎正直

乙 高知市
代表者 高知市長 岡崎誠也

丙 四国旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 松田清宏

2 . JR 土讃線連続立体交差事業の主な経緯

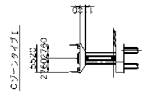
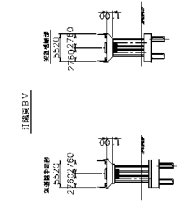
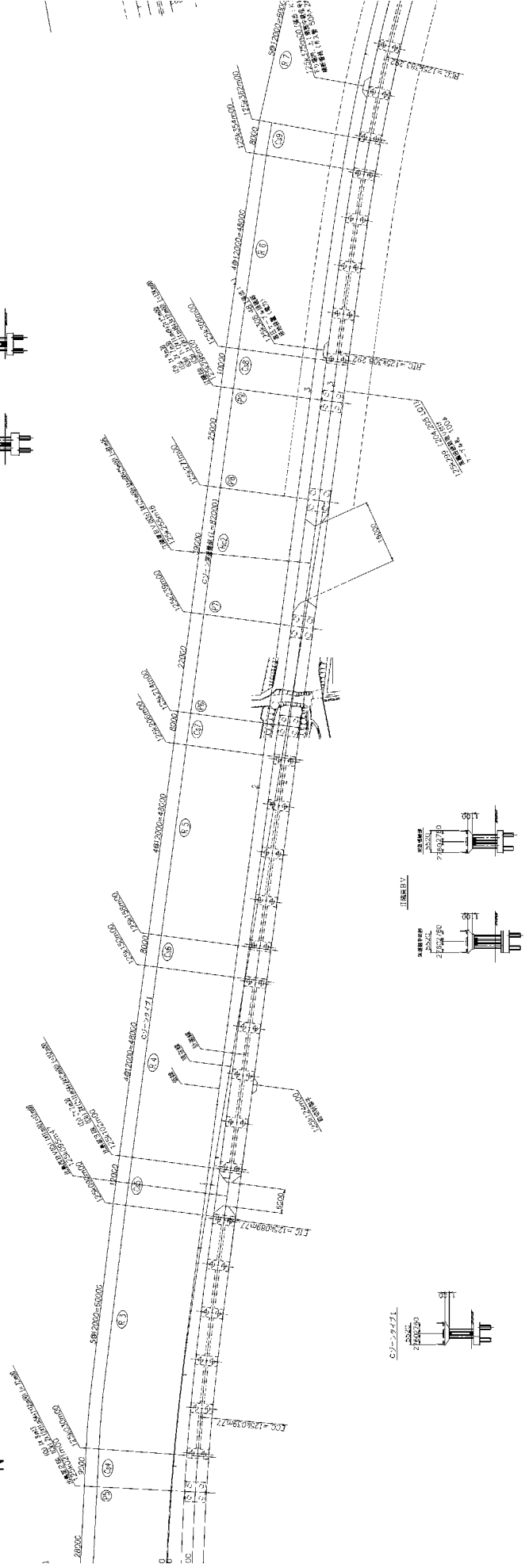
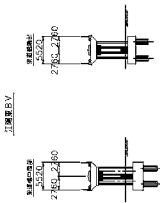
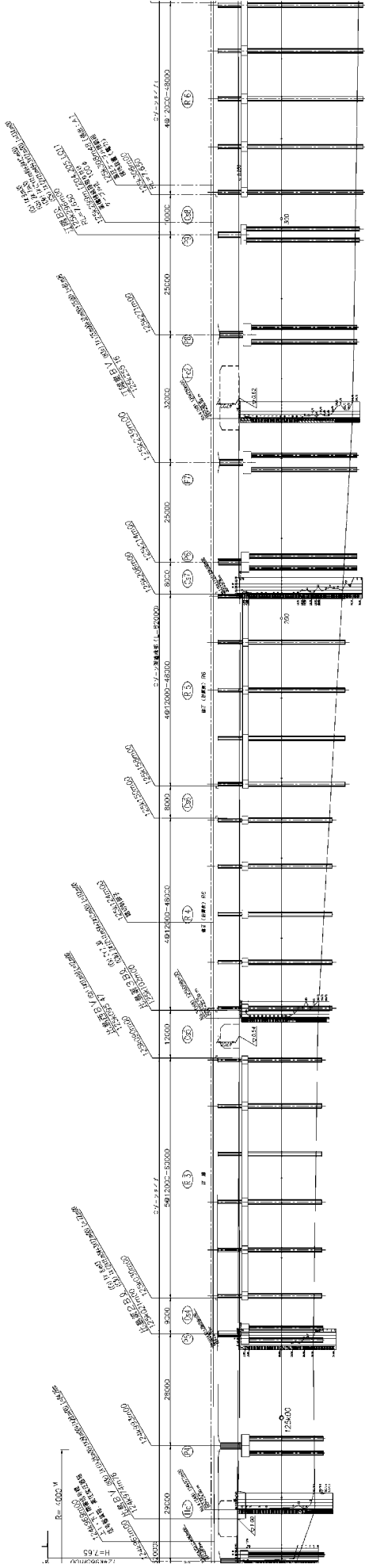
年月	出来事
S10 (1935)	10 国鉄土讃線高松～高知間が全通
S46 (1971)	7 鉄道高架予備調査(県)
	9 鉄道高架化計画促進意見書の県、市議会可決
S47 (1972)	4 「鉄道高架班」設置
	5 「国鉄高知駅高架事業促進期成会」結成(商工会議所主体)
	9 連続立体交差事業調査の採択
	10 鉄道高架事業調査(県-国鉄委託) 「国鉄土讃本線高架事業連絡協議会」発足
S48 (1973)	4 連続立体交差事業の新規箇所として採択
	9 「鉄道高架反対市民の会」結成
S49 (1974)	11 踏切道改良促進法による5踏切(江陽,相生町,百軒町,愛宕町,寿町)の立体交差化の大臣指定
S50 (1975)	9 連続立体交差事業の最終計画案の提示(国鉄)
S51 (1976)	3 「鉄道高架班」廃止
	8 鉄道高架計画の断念
S52 (1977)	7 南北道路概略計画調査(単独立体交差可能性調査)
S54 (1979)	6 「南北道路調整協議会」設置
	9 南北道路基本計画策定調査(県)
S55 (1980)	パーソントリップ調査(~S57[1982])
	11 南北歩道橋基本計画調査(県)
S56 (1981)	2 高知駅周辺都市街地再開発調査(市)
S57 (1982)	2 駅周辺にかかわる諸計画に関する覚書交換(国鉄四国総長、高知県知事、高知市長) 歩道橋都市計画決定、事業認可
	2 駅周辺にかかわる諸計画に関する覚書交換(国鉄四国総長、高知県知事、高知市長) 歩道橋都市計画決定、事業認可
S58 (1983)	11 高知駅周辺南北交通及び市街地整備基本構想調査(~S60[1985]、県、市)
S59 (1984)	12 南北歩道橋完成
S61 (1986)	「高知県駅周辺都市基盤整備推進連絡会」設置(四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、国鉄清算事業団、県、市)
	5 鉄道高架事業調査[基本設計、概略設計](~S62[1987]、県-国鉄委託)
	7 高知駅周辺土地区画整理事業調査[B調査](~S62[1987]、市)
	9 高知駅周辺南北交通及び市街地整備基本構想の市議会報告
	12 高知駅周辺連続立体交差事業調査(~S62[1987]、県) 高知駅周辺市街地再開発基本計画調査(市)
S62 (1987)	4 国鉄分割民営化、四国旅客鉄道株式会社発足
	10 電波障害事前調査実施
S63 (1988)	1 沿線住環境調査(県)
	4 「街路高架班」発足
	6 3事業(連立、区画整理、再開発)の市議会報告
	7 高知駅周辺都市整備基本計画調査の地元報告会開催(計3回)
H 1 (1989)	7 単独立体交差比較調査
H 2 (1990)	新都市拠点整備事業調査の採択(国庫補助)
	「高知県駅周辺都市整備本部」発足(県、市)
H 3 (1991)	車両基地移転基本計画の採択
	地元町内会長に高知駅周辺の事業計画を報告
H 4 (1992)	鉄道高架の基本計画見直し(県、L=3.2km 4.1km)
	鉄道高架の概算要望提出
	「高知県駅周辺都市整備促進期成会」発足(民間44団体)
	地元住民に報告会、説明会の実施
	土地区画整理事業の基本計画協議 国鉄清算事業団用地の買収(~H5[1993]、県、市)

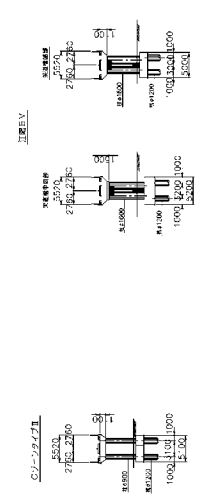
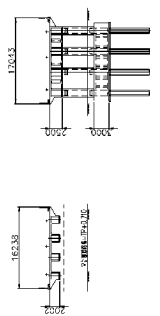
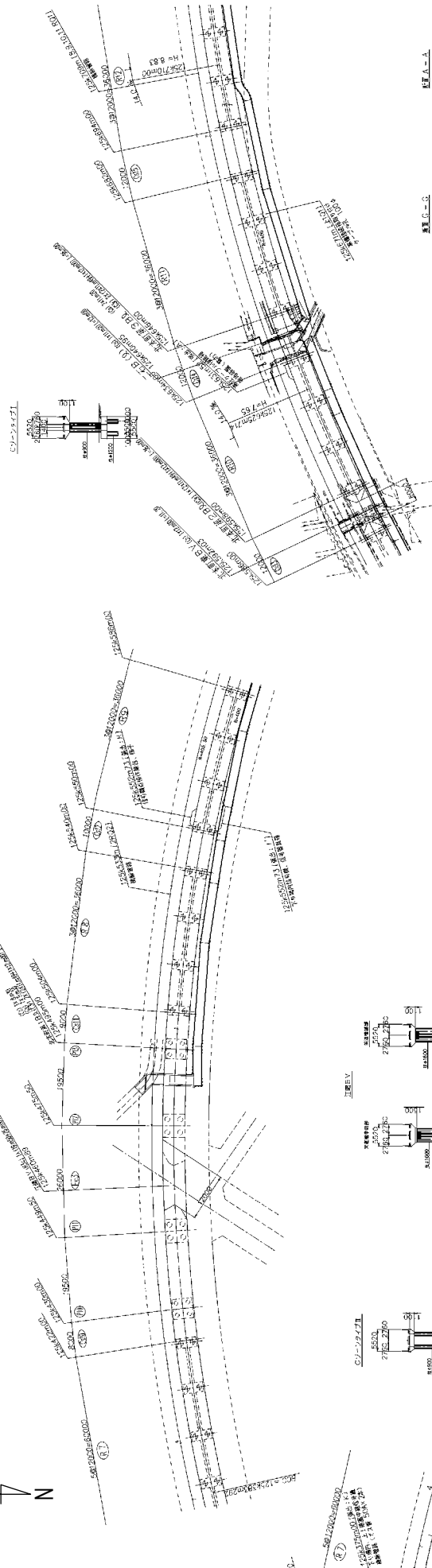
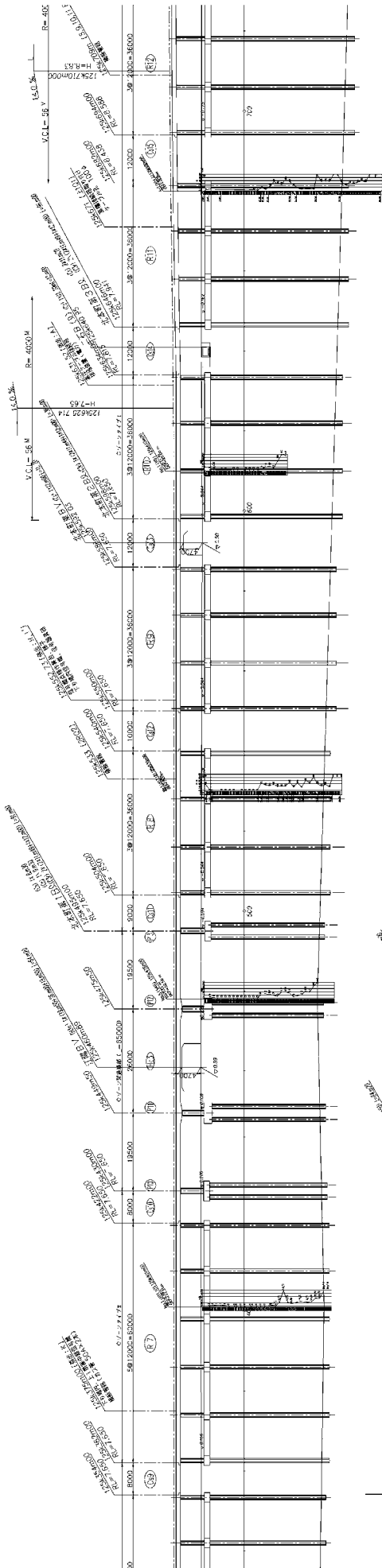
年月	出来事
H 5 (1993)	土地区画整理事業の採択
	地元説明会の実施
	9 (9月11日)第1回懇話会等の実施
	高知駅周辺連続立体交差事業概略設計の実施(県-四国旅客鉄道株式会社委託)
	連続立体交差化の比較検討資料(高架・地下)を作成し公表
H 6 (1994)	連続立体交差事業の事業採択
	地元説明会の実施
	連続立体交差事業比較設計協議、土地区画整理事業基本設計協議
H 7 (1995)	地元説明会の実施
	6 (6月24日)第2回懇話会の実施
	6 建設省(当時)都市局長事前協議
	8 都市計画法23条6項による鉄道管理者(四国旅客鉄道株式会社)との協議
	10 都市計画の縦覧
	11 高知県都市計画地方審議会へ付議
	12 高知駅周辺都市整備(連立、区画整理、街路)の都市計画決定
	「JR土讃線鉄道高架景観検討委員会」設置
H 8 (1996)	4 高知駅周辺都市整備県市合同事務所の開設
	5 測量調査等の実施
	10 車両基地及び周辺対策の地元説明を実施
H 9 (1997)	1 連続立体交差事業の事業認可
	車両基地及び周辺対策の地元説明を実施
	10 「まちづくりと景観」シンポジウム開催
	基本協定(高架区間・車両基地)の締結(四国旅客鉄道株式会社)
12 「JR土讃線鉄道高架景観検討委員会」(最終)の開催	
H10 (1998)	2 車両基地周辺対策工事の着手
	4 高知市が中核市へ移行
H11 (1999)	1 第1回鉄道高架景観懇談会の開催
	車両基地に関する覚書の調印
	2 高知駅周辺都市整備起工式
	3 高架仮線工事着手
H12 (2000)	8 土地区画整理事業の仮換地の指定(第1回)
	9 高架本体工事着手
H13 (2001)	2 行違設備完成
	3 高知駅東仮線切替
	基本協定(高架区間・車両基地)第1回変更
	6 口の字道路形態に関する公開討論会実施
11 高知駅舎に関する県民アンケート実施(~12月)	
H14 (2002)	1 「JR四国高知駅舎高架景観検討委員会」設置
	基本協定(車両基地)第2回変更
	3 車両基地完成
H15 (2003)	10 高知駅西仮線(八反田以西)切替
	「JR四国高知駅舎高架景観検討委員会」(最終)の開催
H16 (2004)	5 高知駅部仮線切替
	10 「JR高知駅前広場基本設計検討委員会」の設置
	11 高知駅西仮線(最終)切替
	12 全線用地買収完了
H17 (2005)	3 連立、側道事業認可(第1回)変更
	基本協定(高架区間)第2回変更
	11 JR高知駅前広場シンポジウム
	12 高知駅舎建築確認
	高知駅舎大屋根基礎工事着手
H18 (2006)	2 「JR高知駅前広場基本設計検討委員会」(最終)の開催
	3 高知駅舎建築工事起工式
H19 (2007)	11 レール締結式

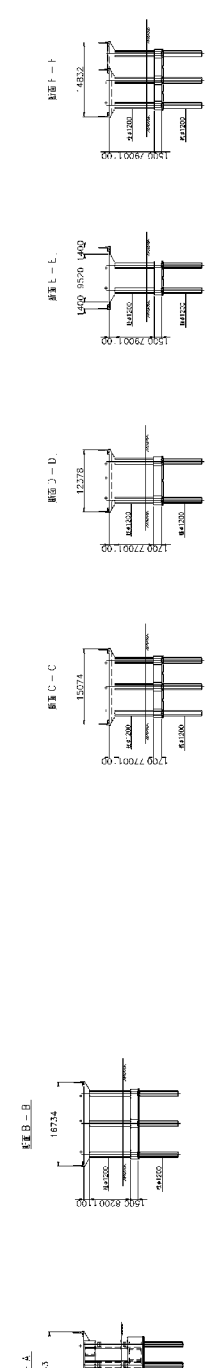
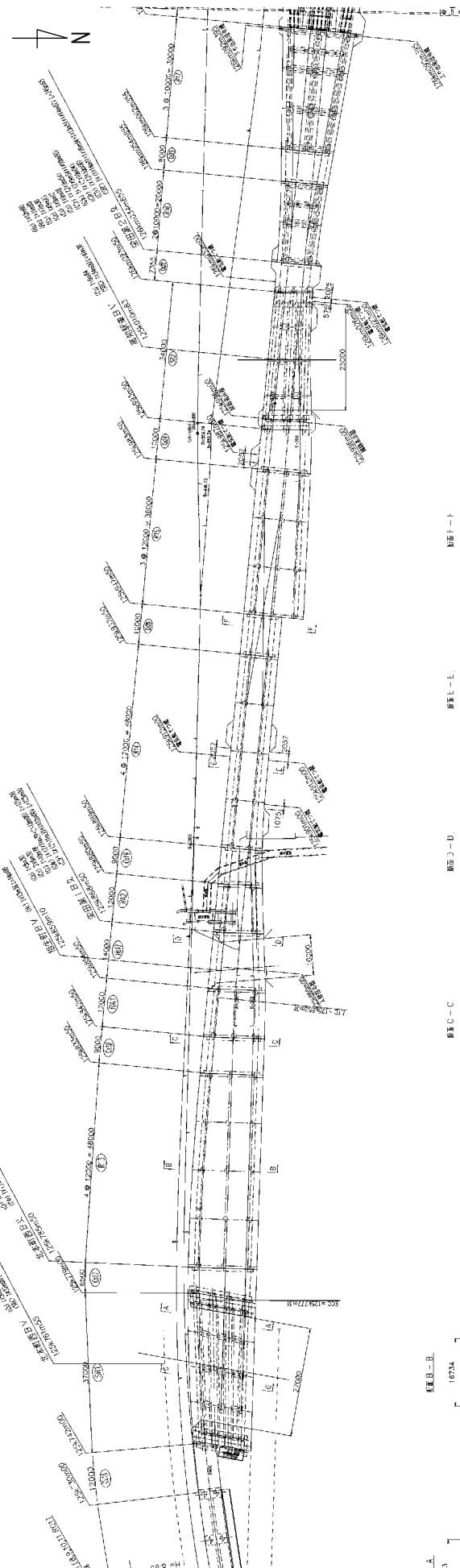
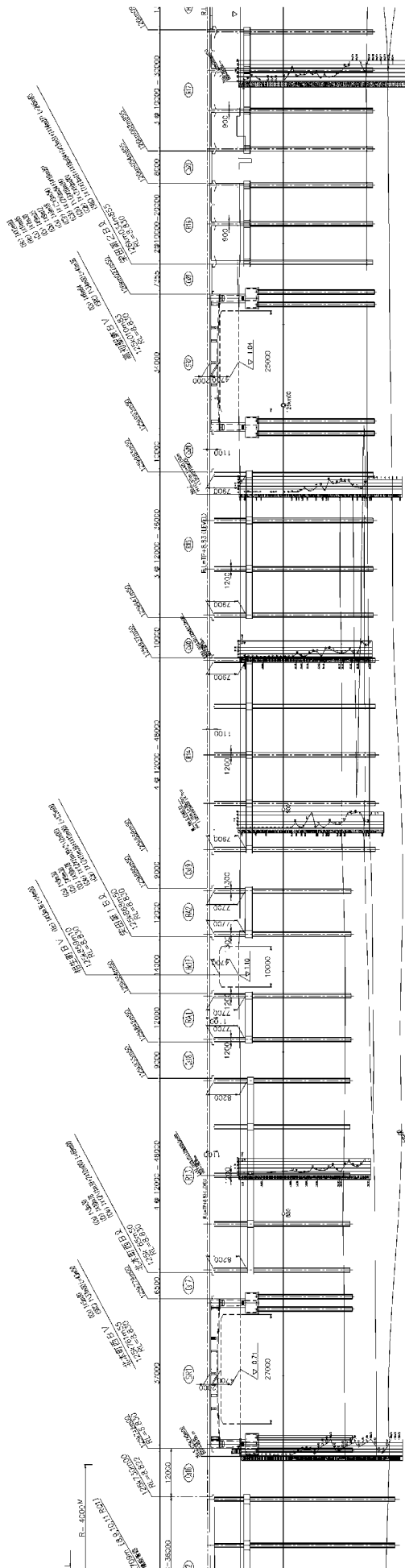
年月	出来事
H20 (2008)	2 高架切替(新高知駅舎開業式・出発式、記念式典)、高知駅北口駅前広場供用開始(2月26日)
	7 高知駅東線供用開始 高知駅バスターミナル供用開始
	10 基本協定(高架区間)第3回変更
	11 高知駅西線供用開始
H21 (2009)	2 連立事業認可(第2回)変更
	5 高知駅南口駅前広場供用開始
H22 (2010)	3 高知駅周辺都市整備県市合同事務所の閉所
	連続立体交差事業完了予定

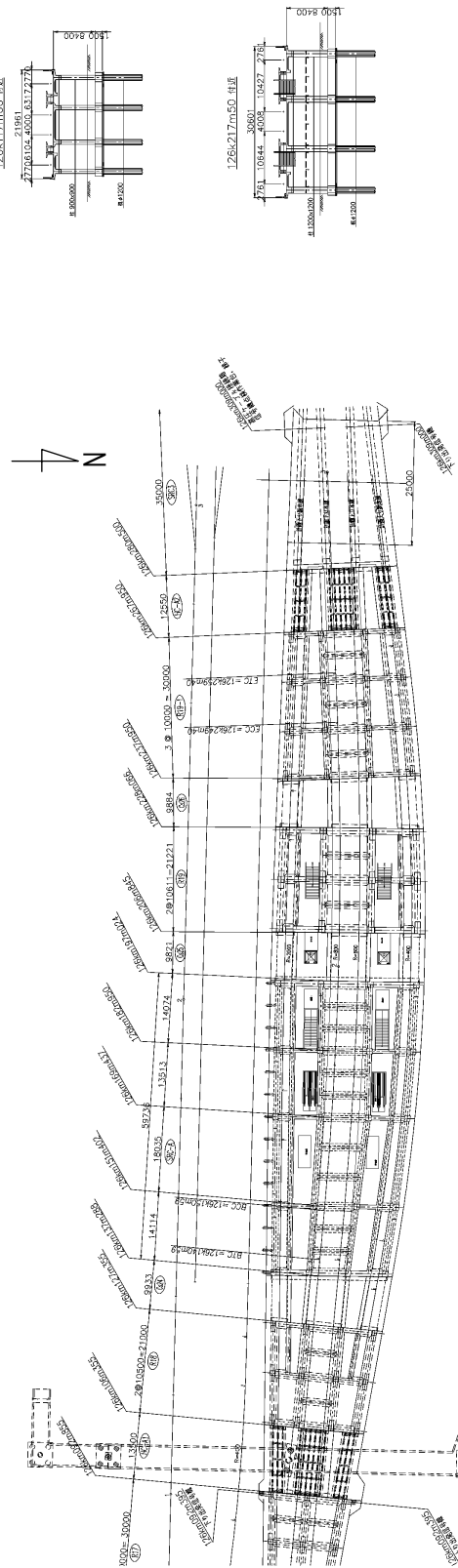
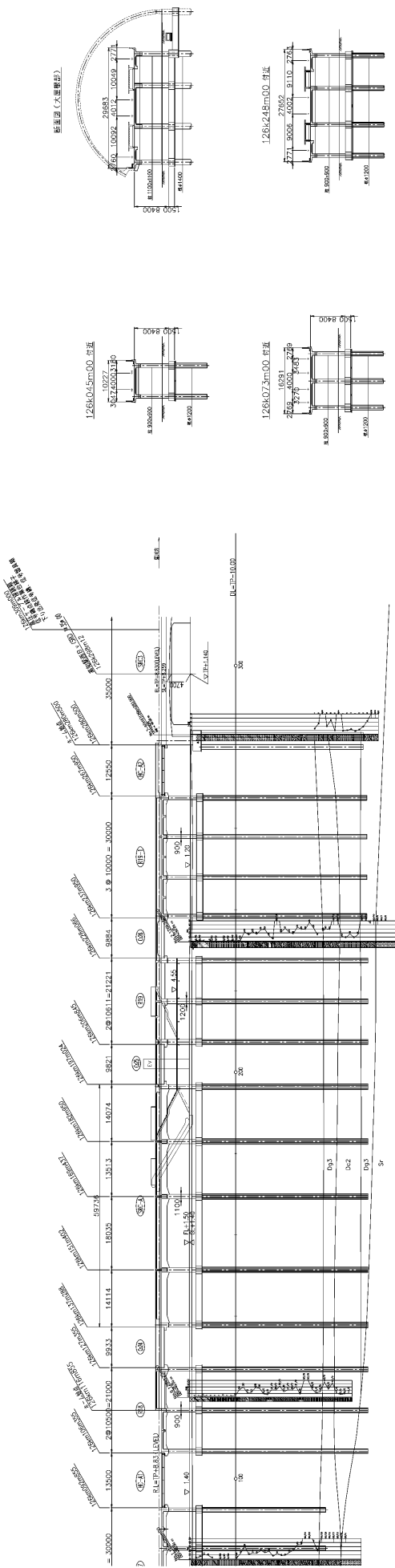
3 . 設計、施工業者一覧

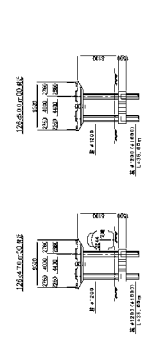
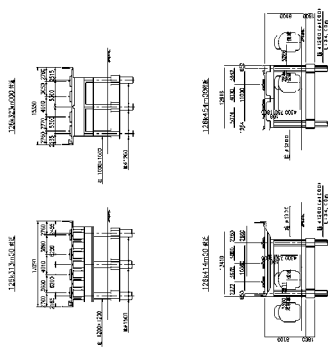
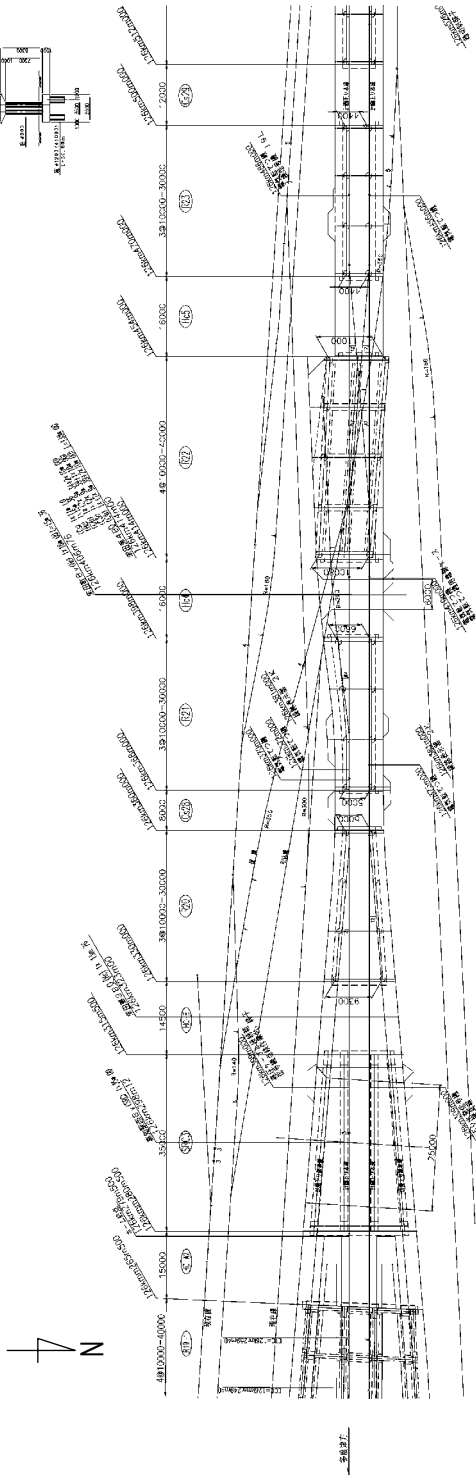
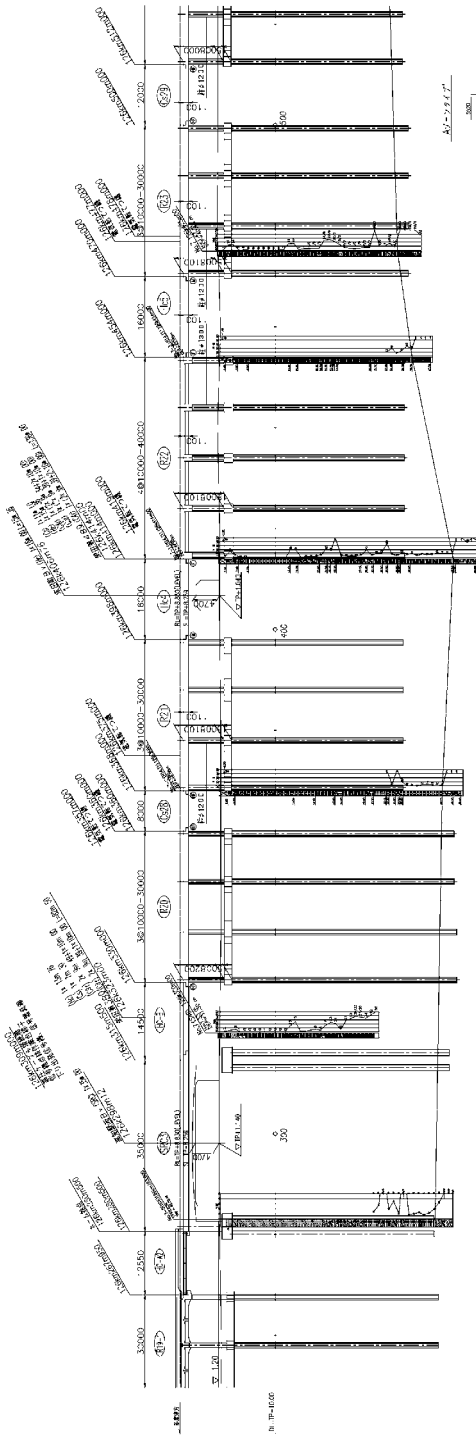
		担当業者名		
調査・設計	高架区間	土木・建築	1,2 工区	四国開発建設(株)
			3,4 工区	(株)トーニチコンサルタント
			5 工区	日本交通技術(株)、四国開発建設(株)
			駅工区	内藤廣建築設計事務所、四国開発建設(株)
			6 工区	四国開発建設(株)、中央復建コンサルタンツ(株)
			7 工区	中央復建コンサルタンツ(株)
			8,9 工区	(株)エイトコンサルタント
			10,11 工区	四国開発建設(株)
			12,13 工区	パシフィックコンサルタンツ(株)
			景観設計	(財)都市づくりパブリックデザインセンター パシフィックコンサルタンツ(株) エムアンドエムデザイン事務所
施工	高架区間	土木・建築	1 工区	大成建設(株)
			2 工区	四国開発建設(株)
			3 工区	(株)竹中土木[その1工事 日産建設(株)]
			4 工区	西松建設(株)
			5 工区	清水建設(株)
			駅工区	鹿島建設(株)・四国開発建設(株)JV
			6 工区	(株)大林組
			7 工区	前田建設工業(株)
			8 工区	大旺建設(株)
			9 工区	五洋建設(株)
			10 工区	(株)間組・香長建設(株)JV
			11 工区	大鉄工業(株)・(株)轟組 JV
			12 工区	鉄建建設(株)・(株)竹内建設 JV
		13 工区	(株)銭高組・(株)田邊建設 JV	
			軌道	四国開発建設(株)
			電気	四国電設工業(株)
			設備	鹿島建設(株)、四国開発建設(株)、四国鉄機(株)
			電波障害	高知ケーブルテレビ(株)
			行違設備	大鉄工業(株)・四国開発建設(株)JV
			車両基地	四国開発建設(株)、大旺建設(株)、

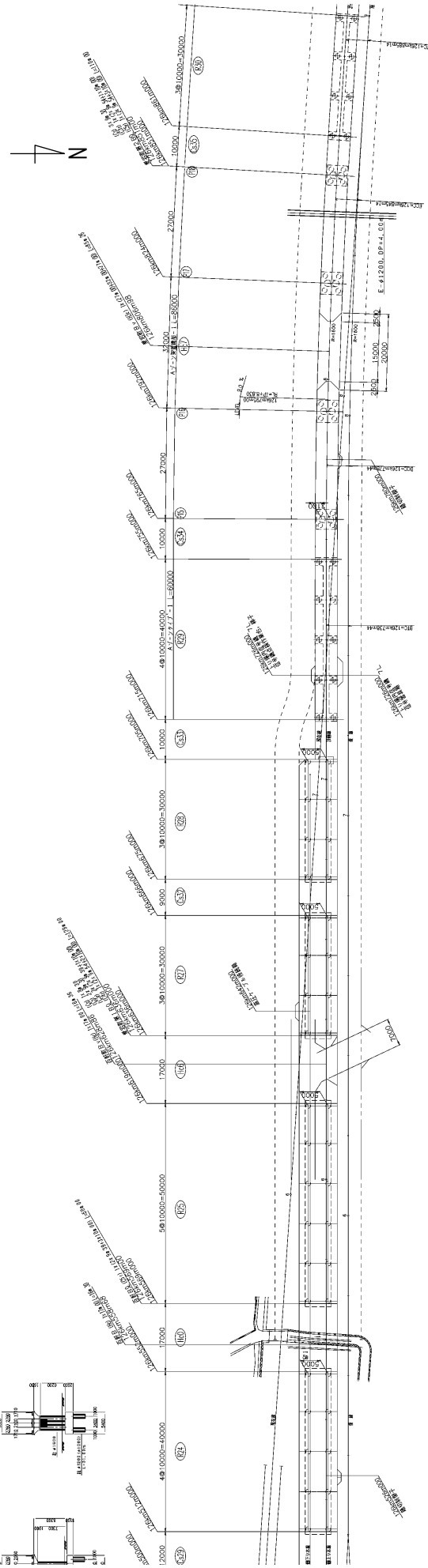
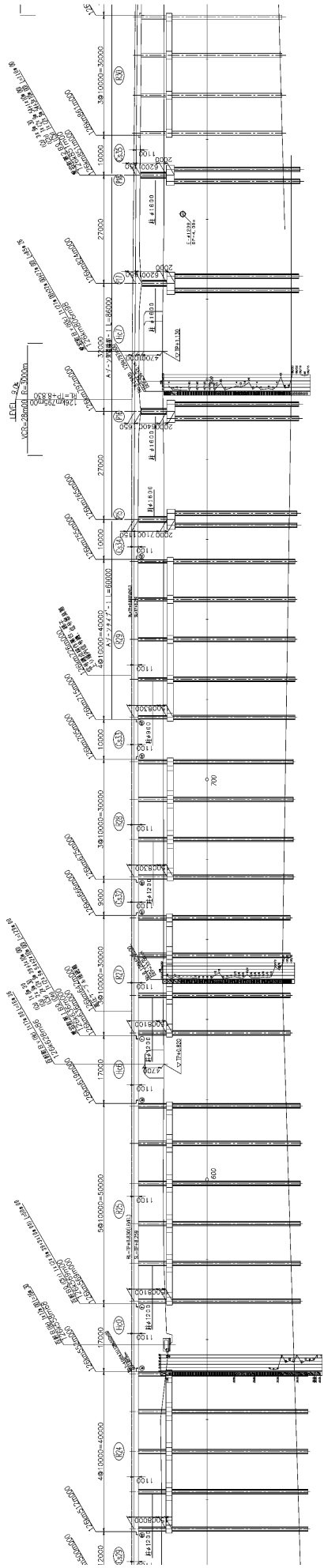


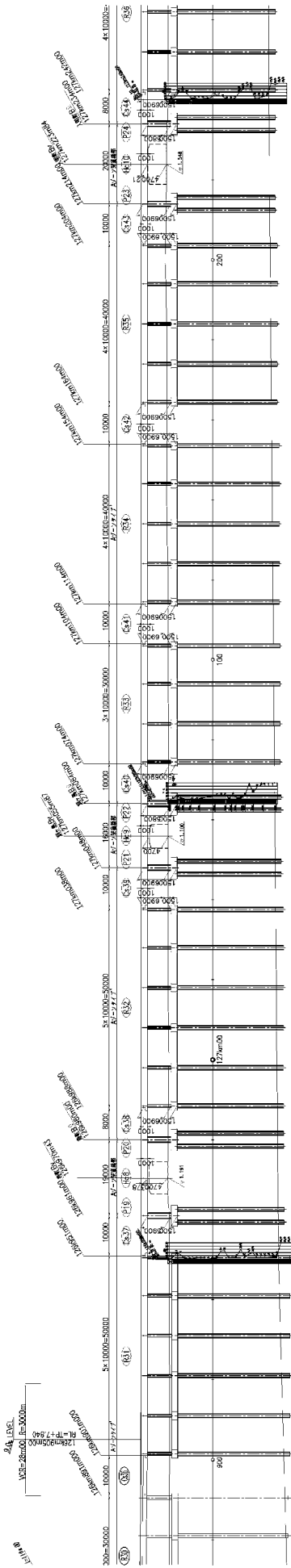






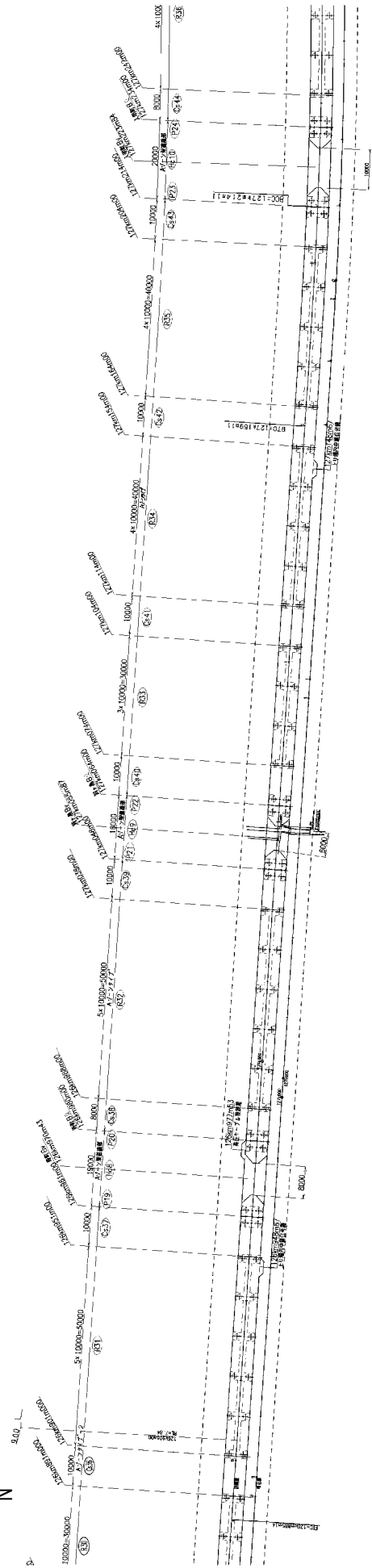


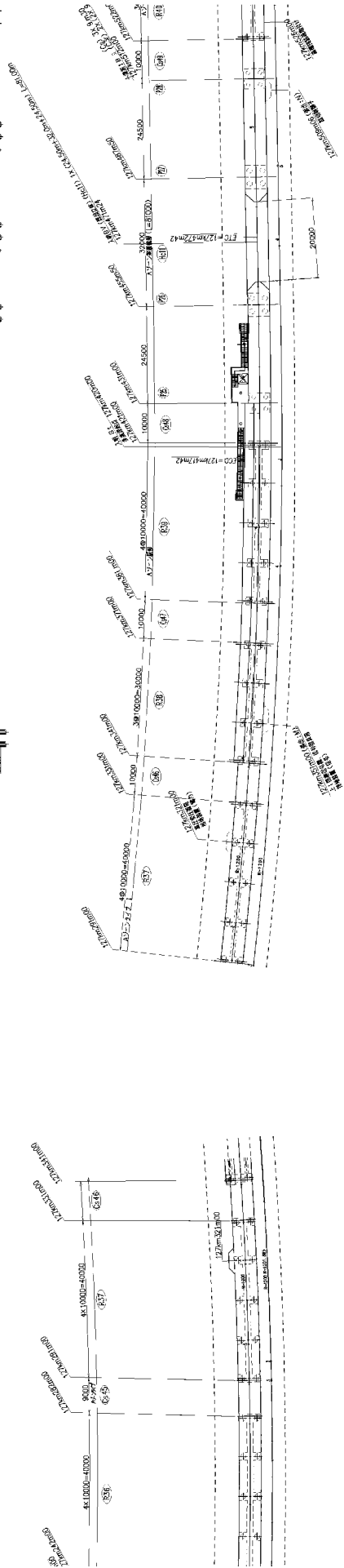
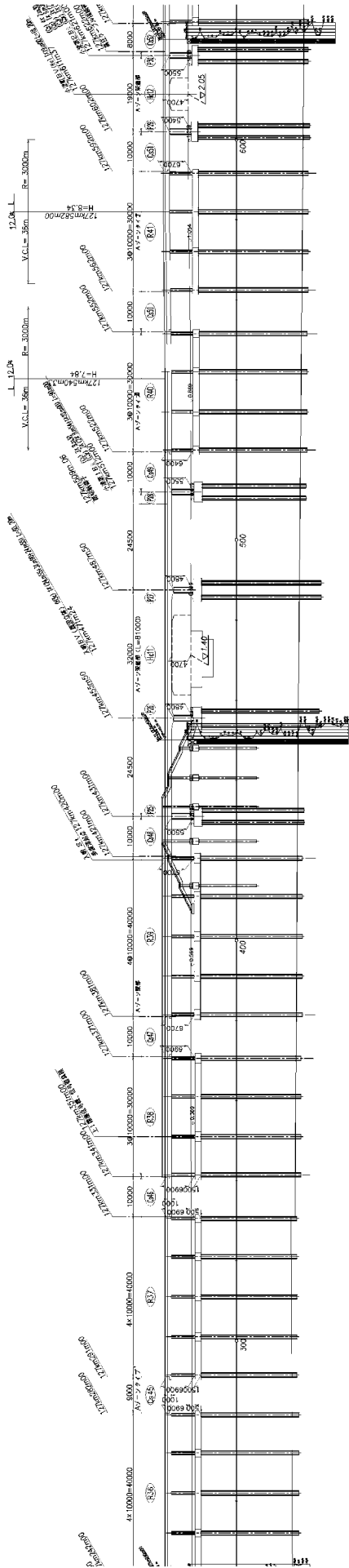


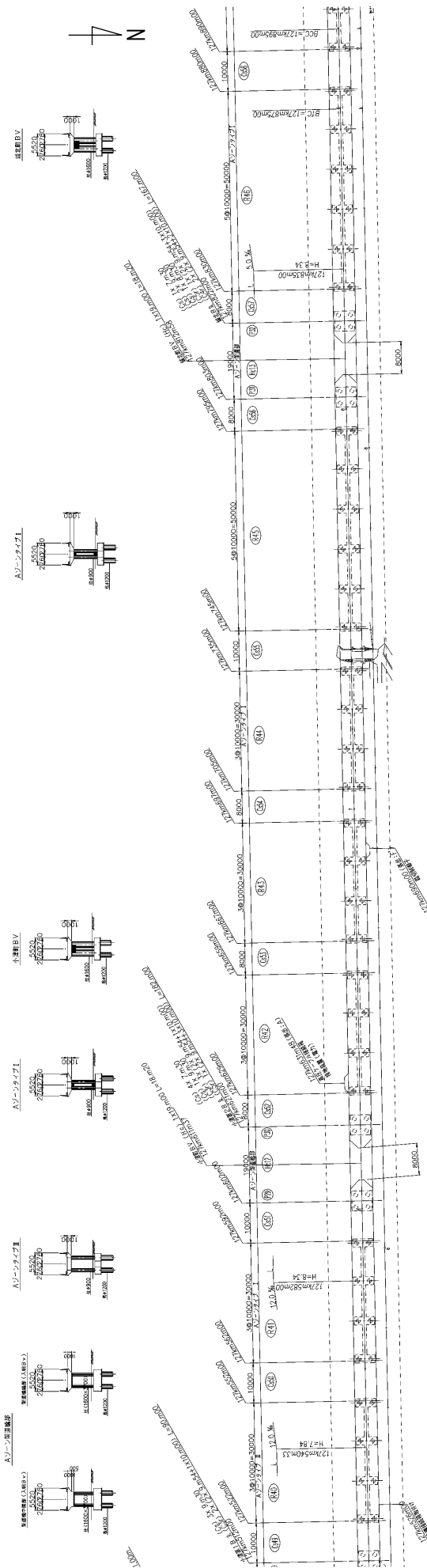
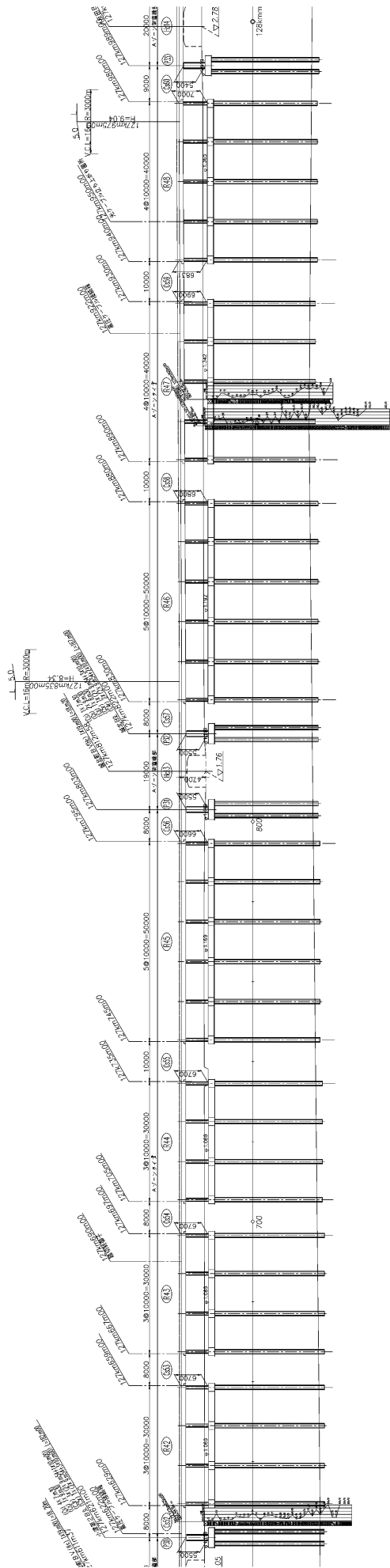


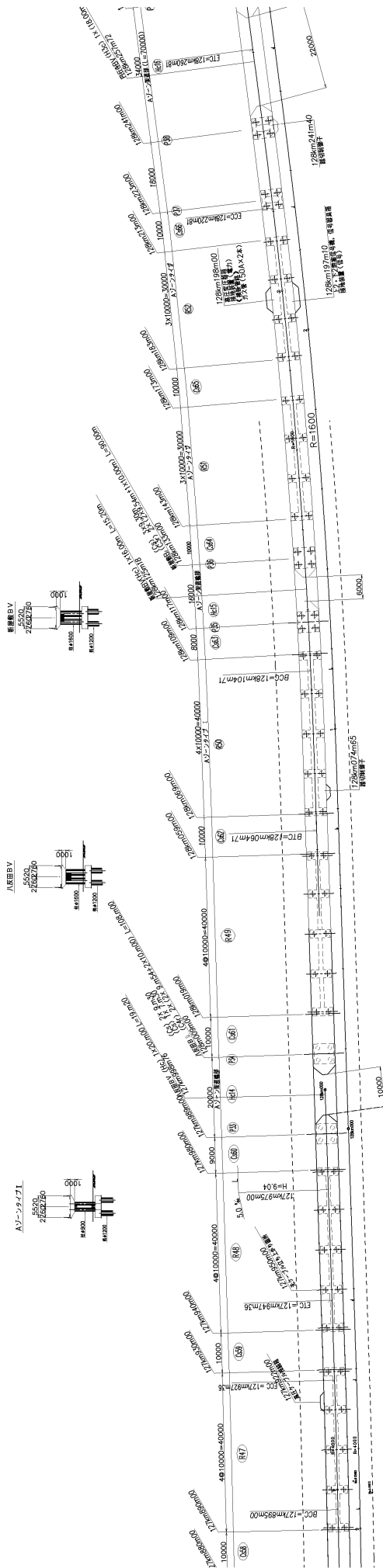
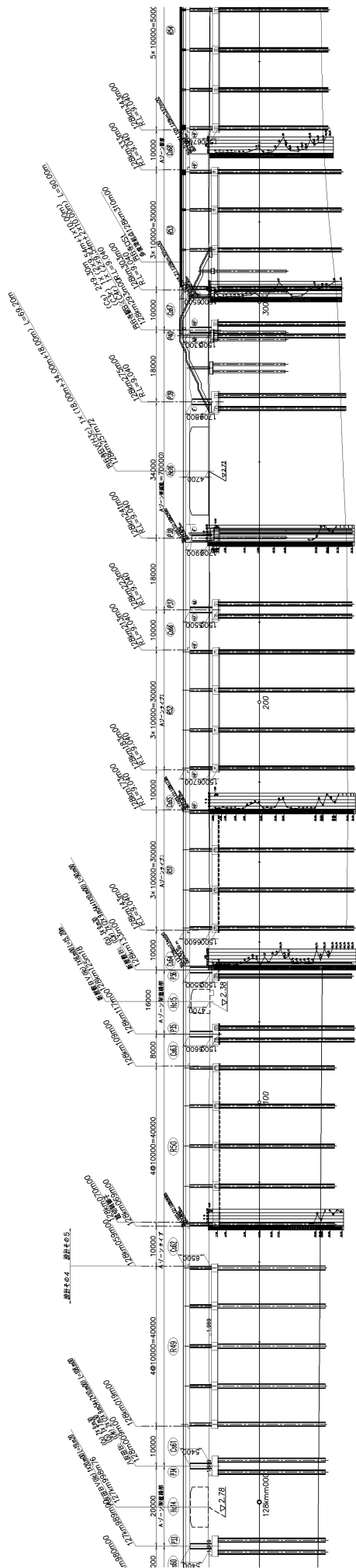
AV-1 階層断面

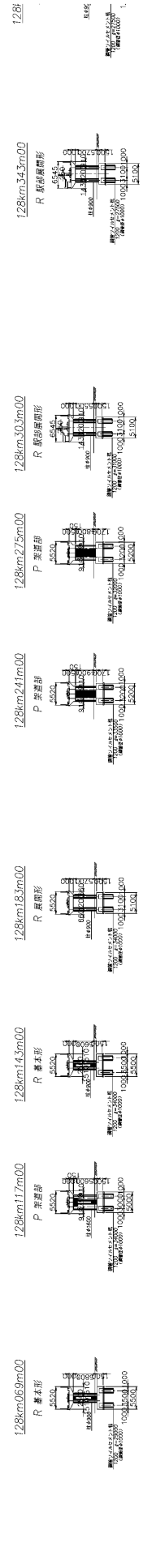
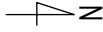
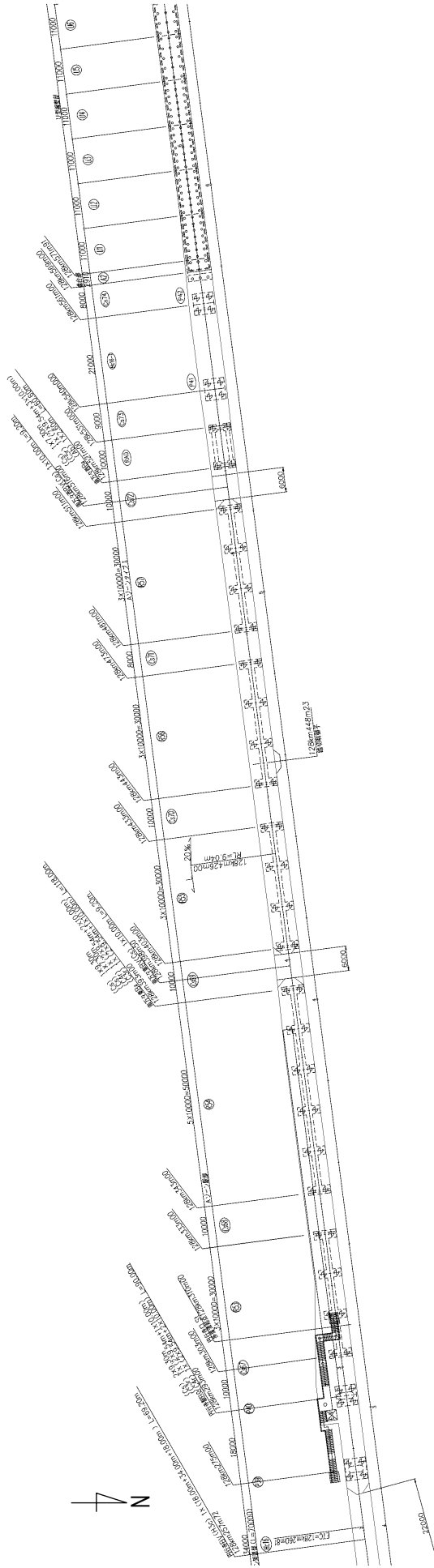
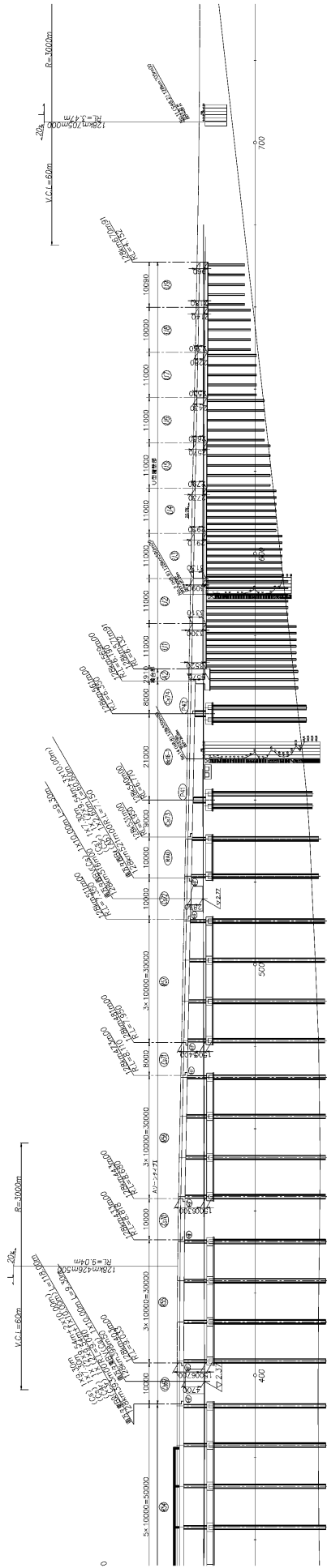
AV-2 階層断面

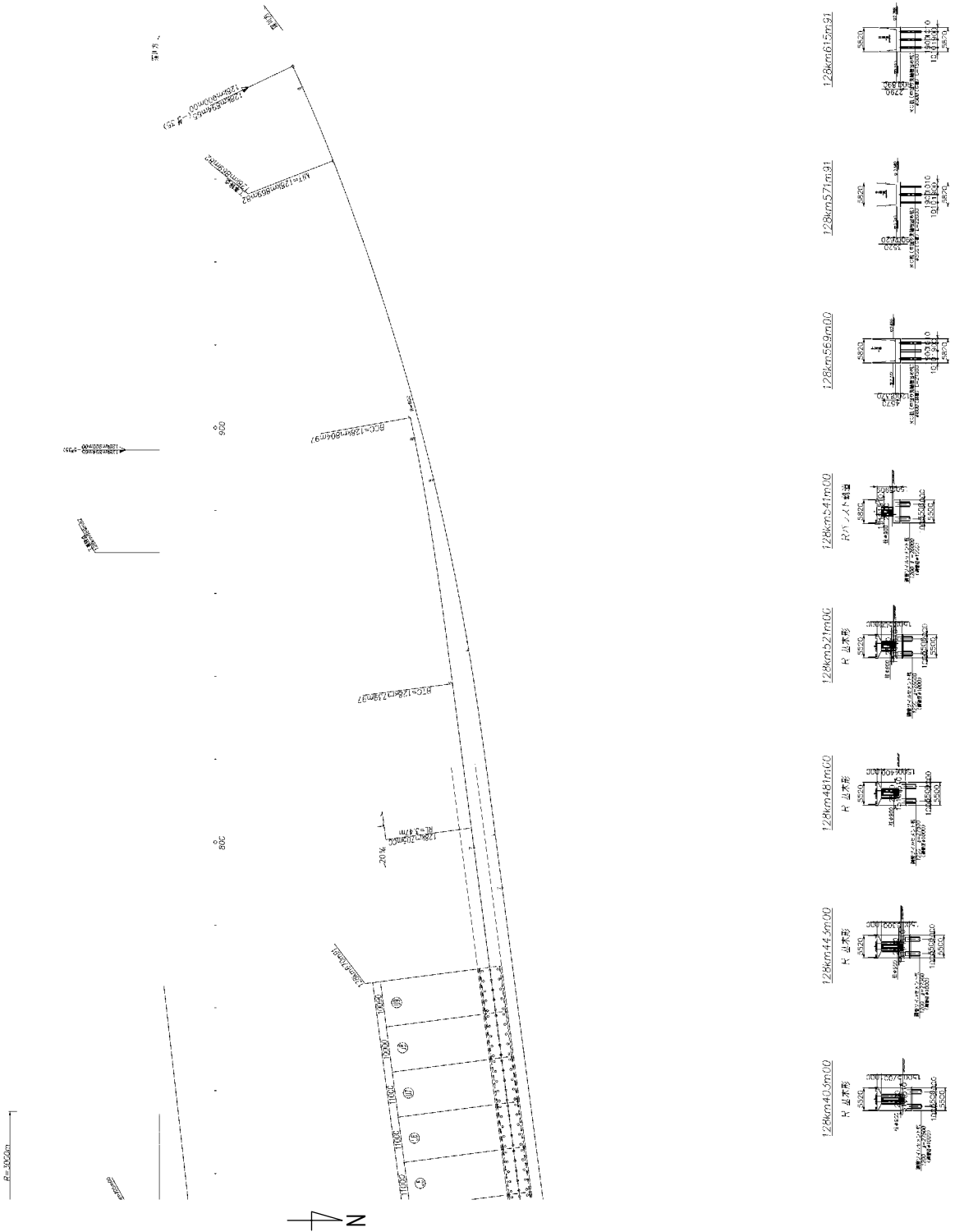












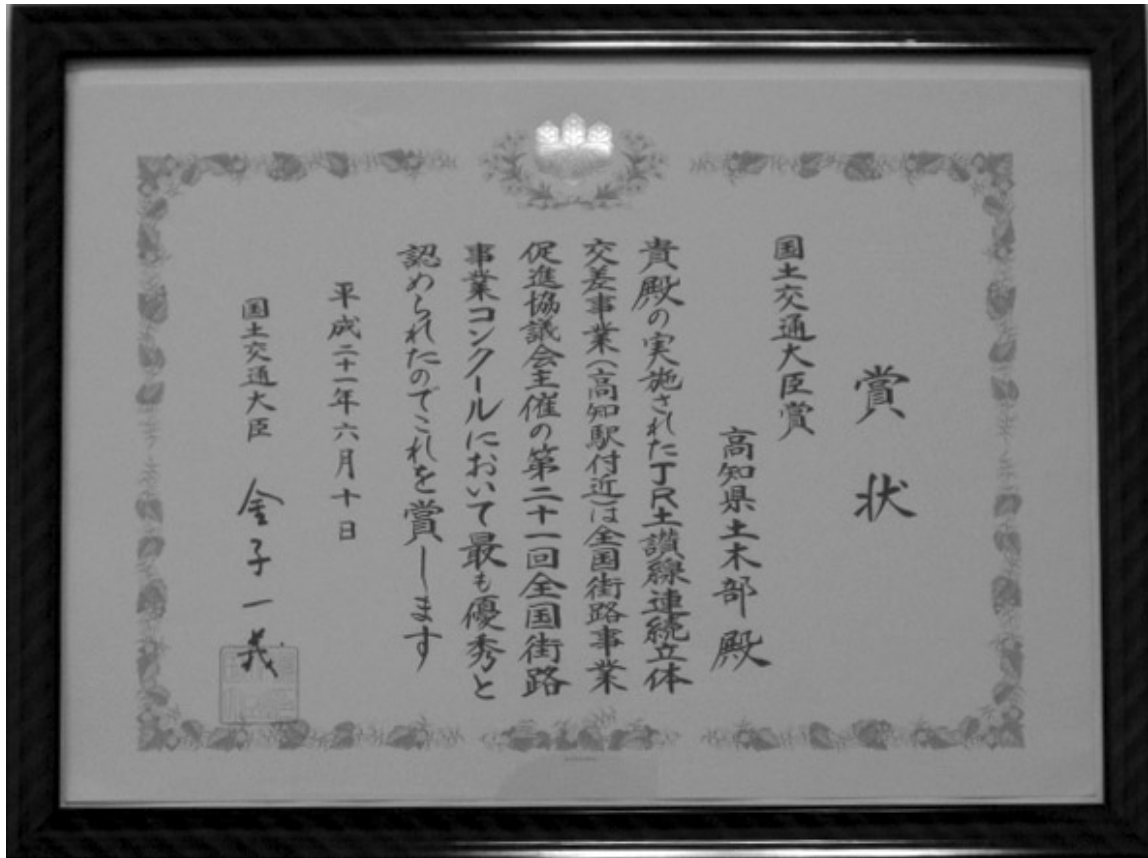
5 . 受賞状況

名称	賞	対象
第 25 回 高知市都市美デザイン賞 H21(2009)	テーマ建築部門「入賞」 (高知市)	JR 土讃線鉄道高架橋
	一般建築部門「入賞」 (高知市)	くじらドーム高知駅舎大屋根
第 3 回バリアフリー化 推進功労者表彰 H22(2010)	大臣表彰 (国土交通省)	フラットな交通結節点の実現 各施設にも細かな配慮 障害者団体などからのアドバイスを反映
第 7 回 日本鉄道賞 H20(2008)	ランドマークデザイン賞 (「鉄道の日」実行委員会)	くじらドーム (高知駅舎大屋根)
第 21 回 全国街路事業コンクール H21(2009)	国土交通大臣賞 (全国街路事業促進協議会)	JR 土讃線連続立体交差事業 (高知駅付近)
平成 20 年度 全建賞 H21(2009)	都市部門 (全日本建設技術協会)	JR 土讃線連続立体交差事業 (高知駅、高架橋)
第 54 回 鉄道建築協会賞 H21(2009)	停車場建築賞 (鉄道建築協会)	大屋根、駅舎建物

*名称欄に表記した年次は、表彰状等の日付に基づく。









連続立体交差事業の概要

建設中の連続立体交差事業は、「デザイン性」「信頼性」「環境配慮性」の3つの観点から、高度な技術水準を有する。また、都市環境との調和を図るため、景観や緑化の工夫が施されています。

連続立体交差事業は、道路の立体化により、渋滞の解消や交通事故の減少、騒音・振動の低減、歩行者・自転車・バイクの安全確保など、様々なメリットがあります。また、都市環境との調和を図るため、景観や緑化の工夫が施されています。

連続立体交差事業は、道路の立体化により、渋滞の解消や交通事故の減少、騒音・振動の低減、歩行者・自転車・バイクの安全確保など、様々なメリットがあります。また、都市環境との調和を図るため、景観や緑化の工夫が施されています。

連続立体交差事業 工事工程表

項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
行進機																											
基礎工事																											
架設工事																											

連続立体交差事業 工事工程表

項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
行進機																											
基礎工事																											
架設工事																											

連続立体交差事業 工事工程表

項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
行進機																											
基礎工事																											
架設工事																											

連続立体交差事業 工事工程表

項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
行進機																											
基礎工事																											
架設工事																											

連続立体交差事業 工事工程表

建設中の連続立体交差事業は、「デザイン性」「信頼性」「環境配慮性」の3つの観点から、高度な技術水準を有する。また、都市環境との調和を図るため、景観や緑化の工夫が施されています。

連続立体交差事業は、道路の立体化により、渋滞の解消や交通事故の減少、騒音・振動の低減、歩行者・自転車・バイクの安全確保など、様々なメリットがあります。また、都市環境との調和を図るため、景観や緑化の工夫が施されています。

連続立体交差事業は、道路の立体化により、渋滞の解消や交通事故の減少、騒音・振動の低減、歩行者・自転車・バイクの安全確保など、様々なメリットがあります。また、都市環境との調和を図るため、景観や緑化の工夫が施されています。

連続立体交差事業 工事工程表

項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
行進機																											
基礎工事																											
架設工事																											

連続立体交差事業 工事工程表

項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
行進機																											
基礎工事																											
架設工事																											

連続立体交差事業 工事工程表

項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
行進機																											
基礎工事																											
架設工事																											

連続立体交差事業 工事工程表

項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
行進機																											
基礎工事																											
架設工事																											



はじめに

高知駅周辺は、高知市の中心地として、また高知市の発展を支える重要な役割を果たしています。高知駅周辺は、高知市の中心地として、また高知市の発展を支える重要な役割を果たしています。

JR高知駅

高知駅は、高知市の中心地として、また高知市の発展を支える重要な役割を果たしています。高知駅周辺は、高知市の中心地として、また高知市の発展を支える重要な役割を果たしています。

駅周辺の環境

高知駅周辺は、高知市の中心地として、また高知市の発展を支える重要な役割を果たしています。高知駅周辺は、高知市の中心地として、また高知市の発展を支える重要な役割を果たしています。

高知駅周辺の環境

高知駅周辺は、高知市の中心地として、また高知市の発展を支える重要な役割を果たしています。高知駅周辺は、高知市の中心地として、また高知市の発展を支える重要な役割を果たしています。

高知駅周辺の環境

高知駅周辺は、高知市の中心地として、また高知市の発展を支える重要な役割を果たしています。高知駅周辺は、高知市の中心地として、また高知市の発展を支える重要な役割を果たしています。

お問い合わせ

高知市 高知駅周辺都市整備課

〒780-0002 高知市東山二丁目15-1 TEL:087-822-0222

高知市 高知駅周辺都市整備課 企画課

〒780-0002 高知市東山二丁目15-1 TEL:087-822-0222

高知市 高知駅周辺都市整備課 企画課

〒780-0002 高知市東山二丁目15-1 TEL:087-822-0222

高知駅前広場

高知駅周辺は、高知市の中心地として、また高知市の発展を支える重要な役割を果たしています。高知駅周辺は、高知市の中心地として、また高知市の発展を支える重要な役割を果たしています。

高知駅前広場

高知駅周辺は、高知市の中心地として、また高知市の発展を支える重要な役割を果たしています。高知駅周辺は、高知市の中心地として、また高知市の発展を支える重要な役割を果たしています。

高知駅前広場

高知駅周辺は、高知市の中心地として、また高知市の発展を支える重要な役割を果たしています。高知駅周辺は、高知市の中心地として、また高知市の発展を支える重要な役割を果たしています。

高知駅前広場

高知駅周辺は、高知市の中心地として、また高知市の発展を支える重要な役割を果たしています。高知駅周辺は、高知市の中心地として、また高知市の発展を支える重要な役割を果たしています。



特定公共施設関連環境整備事業により整備された県営住宅八反町団地のパンフレット(一部)

八反町団地 施設概要

南敷地について(住棟及び共用施設)
敷地面積……4,351㎡

住棟内容
 建築面積……1,278㎡
 建築仕様……直結コンクリート造
 建設戸数……50戸(0DK5戸・2DK30戸・3DK15戸)
 北棟 4階建 1階にロビー(駐車スペース)
 南棟 3階建、1～3階住戸
 北棟 1階9人乗り
 南棟 1階9人乗り

共用施設
 車いす使用者5台を含む45台設置
 自転車駐留スペース確保
 北棟 固定式26台設置
 南棟 固定式24台設置
 コミューニティスペース……北棟建設額17万
 円……約200㎡

北敷地について(集会所及び緑地)
敷地面積……744㎡

集会所内容
 建築面積……162㎡
 建築仕様……木造
 内 容……大広間 65.5㎡(2室に分室可能)
 和室6帖 和室8帖
 湯沸室(0帖)
 男女別トイレ 多目的トイレ

共用施設
 駐 車 場……車いす使用者1台を含む4台設置
 緑 地……敷地全面部分緑地

八反町団地 立面図

八反町団地 平面図

市道小高坂2号線(福井街道)

北敷地

南敷地

集会所

駐 車 場

緑 地

北棟北立面図

南棟南立面図

北棟・南棟 南立面図

高知広域都市計画
四国旅客鉄道土讃線 高知駅付近連続立体交差事業

事業誌

平成 22 年 3 月 発行

編集・発行 ----- 高 知 県
高 知 市
四国旅客鉄道株式会社

(禁・無断転載)